

6月8日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 13名

1 番議員	中 嶋 登 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	大日向 進 也 君	9 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	10 〃	祢 津 明 子 君
4 〃	水 出 康 成 君	11 〃	朝 倉 国 勝 君
5 〃	宮 入 健 誠 君	12 〃	滝 沢 幸 映 君
6 〃	中 村 忠 靖 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
7 〃	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長	長 崎 麻 子 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	高 橋 卓 也 君
教 育 文 化 課 長	細 田 美 香 君
収 納 対 策 推 進 幹	川 島 徳 夫 君
ウェルビーイング推進室長	宮 嶋 和 博 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	坂 本 幸 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	依 田 文 子 君
子 ど も 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	井 上 敬 子 君

5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 福祉政策についてほか | 祢 津 明 子 議員 |
| (2) 空き家対策について | 星 哲 夫 議員 |
| (3) 農業振興について | 塚 田 舞 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（中嶋君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

また、会議に入る前に、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可をしてあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（中嶋君） 質問者は、お手元に配付したとおり9名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に10番 祢津明子議員の質問を許します。

10番（祢津さん） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

1、福祉政策について。

坂城町は、近隣市町村と比較しても子育て・福祉分野において先進的な取組を進めてきた町であると認識しています。例えば、令和7年4月からは高齢者を対象とした難聴に伴う補聴器構入費助成事業を開始され、令和7年8月からは子どもの福祉医療費窓口無料化を実施されています。また、令和8年4月からは住民税非課税世帯等へのエアコン設置費助成事業や精神障がい者の精神科入院に係る福祉医療制度についても所得制限撤廃が行われています。

こうした施策は住民に寄り添った支援として多く評価されるべきものであり、町が継続して福祉の充実に取り組んできた成果であると受け止めています。一方で、支援制度が広がってきたからこそ既存制度だけでは対応し切れない課題や支援につながりにくい家庭への視点も今後さらに求められていると感じます。

今回は、その視点から質問いたします。

イ、障がい児・障がい者の移行期支援について。

障がいのある子どもやその家族にとって、18歳という節目は進学や就労、福祉サービスの切替えなど生活環境が大きく変化する時期となります。一方で、利用できる制度や支援体制、居場所が大きく変わることで本人や家族が不安や負担を抱えるいわゆる18歳の壁が課題となっています。特に、特別支援学校卒業後の進路や日中の居場所、就労支援の不足などは本人だけでなく家族の就労継続や生活全体にも大きな影響を与える場合があります。地域の中で安心して暮らし続けるためには、18歳以降を見据えた切れ目のない支援体制が必要であると考えます。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目として、18歳を境に利用できる制度や居場所が大きく変化するいわゆる18歳の壁について、町はどのような課題認識を持っているのでしょうか。

2点目として、特別支援学校卒業後の居場所や支援不足が本人だけでなく家族の就労継続や生活にも影響している現状を、町はどのように把握しているのでしょうか。

次に、ロ、医療的ケア児と家族支援について。

医療の進歩により、医療的ケアを必要としながら地域で生活する子どもたちが増えています。一方で、在宅で日常的に痰の吸引や経管栄養などの医療的ケアを行う家族の負担は大きく、24時間体制での見守りや介護が必要となるケースもあります。また、学校の就学など成長過程の様々な場面で課題を抱える家庭も少なくありません。医療的ケア児とその家族が地域の中で安心して生活していくためには、医療・福祉・教育など関係機関が連携し、継続的に支えていく体制が欠かせないと考えます。

そこで、3点お伺いいたします。

1点目として、医療的ケア児を在宅で支える家族について町ではどのように把握し、対応しているのでしょうか。

2点目として、医療的ケア児の就学など成長過程においてどのような支援がなされているのでしょうか。

3点目として、医療・福祉・教育など関係機関との連携について町はどのように取り組んでいるのでしょうか。

以上、イ、ロについてご見解をお尋ねいたします。

福祉健康課長（鳴海さん） 1、福祉政策についてのご質問に順次お答えいたします。

イ、障がい児・障がい者の移行期支援についてのご質問のうち、いわゆる18歳の壁についての課題認識ではありますが、18歳の壁とは主に障がいのある子どもが18歳を迎えた際にそれまで利用していた制度や福祉サービスが利用できなくなり、居場所も大きく変わってしまうなど支援や制度の切り替わりを指しています。この問題の本質は年齢そのものではなく、児童福祉法の対象から障害者総合支援法の対象へと移行することで支援内容や利用条件が大きく変わることに

あると考えております。

18歳までの支援といたしましては、児童福祉法に基づく放課後等デイサービスがあり、学校が終わった後の放課後の時間や夏休みなど長期休暇の間、子どもの居場所を提供し、生活上の支援や療育を行うもので、多くのサービス提供事業所では夕方まで預かるサービスとなっています。

一方、18歳以降の支援は障害者総合支援法に基づくもので、主に日中の居場所を提供するサービスとして生活介護や就労継続支援があります。具体的に、生活介護は日中に障がい者施設等に通所して日常生活の支援を受けるサービスで、就労継続支援は働く場を提供するとともに働くための訓練や支援を行うサービスとなっており、サービスの提供時間については事業所ごとに異なりますが、その多くは午前9時から午後4時までの時間となっております。

このように、制度の移行によりサービスの内容や提供時間が変わることは当事者が地域で安心して暮らすためには重要な課題であると認識しております。町といたしましては、このような18歳の壁が本人と家族の生活に大きな影響を与えることも考えられるため、相談支援事業所を中心に放課後等デイサービスの事業所、学校、保護者などの関係者が集まり、お子さんのできることや課題を踏まえ、本人とご家族の希望に沿った今後の目標や支援内容について話し合う支援会議を開催しております。

特に、高等部においては進学先や就職先、利用するサービスについてなど卒業後の進路を見据えた支援会議を実施しているほか、18歳以降新たに利用するサービスの種類や提供量を判断・決定するために必要となる障害支援区分の認定についても在学中に手続を進め、子どもから18歳到達時にかけ、切れ目なく移行できるよう支援体制を整えております。

次に、特別支援学校卒業後の居場所や支援不足の現状把握についてのご質問にお答えいたします。

町では、在学時からの支援会議において、卒業後の居場所や見守りなど本人や家族の状況についてもお話をお聞きしております。また、卒業後も継続した支援会議を定期的に行い、現在のサービス利用状況や今後のサービス利用について情報交換を行うほか、生活介護などのサービス時間外において利用が可能な日中一時支援など、ほかのサービス利用についても相談を受ける場となっており、保護者のニーズを直接把握する機会となっております。

しかしながら、保護者が1人で問題を抱え込んでしまい、支援会議の場や相談支援事業所の相談員、町の窓口などへ相談が寄せられない場合にはその把握が難しく、どのような問題を抱えているのか具体的な把握にはつながらない場合もあるため、町では支援会議における聞き取りに加え、相談ができる窓口についても保護者に情報提供し、その中から選択していただくなど、より相談しやすい環境を整備するとともに、保護者との関わりの多い相談支援事業所、サービス提供事業所との情報共有・連携により保護者のニーズを汲み取り、卒業後も本人と家族が安心して生活できるよう移行期支援に取り組んでまいります。

続きまして、ロ、医療的ケア児と家族支援についてのご質問に順次お答えいたします。

医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営む時に恒常的に人工呼吸器による呼吸管理や痰の吸引、経管栄養など医療的行為を受けることが不可欠である児童とされています。医療的ケアの欠かせない子どもを抱える家庭では家族が24時間体制でケアを担うことが多く、社会的な孤立や負担が大きいといったことを背景に、2021年9月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されました。

医療的ケアが必要な子どもの病状は様々ですが、医療的ケア児の把握方法につきましては医療機関から子どもの退院時に合わせて町保健センターに連絡が入るものや、出生届の際に保護者の方から直接お聞きするほか、母子手帳の記録から把握しております。

基本的に、医療的ケア児の対応につきましては医療機関等による医療行為が主となりますが、町保健センターではご家族に対して医療的ケア児が日常生活を送る上での困り事や悩みをお聞きし、健康に関する助言やサポートを行っております。具体的には、医療機関より指示された体重を増やすことの相談に対し、ミルクの飲ませ方や離乳食の内容・形態など訪問による指導や、乳幼児健診等に来られない方の場合には健診時期のタイミングや誕生日等の節目に合わせ、個別に成長・発達に関する相談支援を行い、保護者からの相談内容に応じて必要な支援機関につないでいるところであります。

このほかにも、日常において慢性的な介護負担が大きいことから、心身の負担軽減につながるよう、ご家族の思いに寄り添うことで保健師が精神的な支えとなっているケースもあると考えております。

次に、医療的ケア児の就学など成長過程における支援についてのご質問にお答えいたします。

医療的ケア児及びその家族に対する支援につきましては、法において医療的ケア児が医療的ケア児でない児童とともに教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ、適切に教育に係る支援が行われる等、関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に切れ目なく行われなければならないことが基本理念として掲げられ、学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行うことが学校設置者の責務とされているところであります。

医療的ケア児の就学につきましては、まずは保護者や必要に応じて本人からどのような学校生活を望んでいるのか、必要な医療的ケアの具体的な内容と頻度などを確認した上で、特別支援学校等就学先の検討から始まり、決定後は就学先となる学校において安全な学校生活を送るための準備を行います。

町の小中学校における医療的ケア児の就学にあたっては、教育委員会や福祉サービス担当職員、保健師、公認心理士のほか、学校の代表者や担任教諭、養護教諭等、また医師や看護師、保護者などの関係者による会議を設け、医療的ケア児の状態に応じた支援の在り方を検討し、これに応じた看護師等の専門人材の配置のほか、ケアを行うための保健室や専門スペースの確保などの環

境を整備します。

また、支援にあたりましては、看護師や養護教諭、教職員、保護者などの役割分担を明確にし、医療的ケア児の成長や状態の変化に対応できるよう、関係者による定期的な会議において支援についての見直し等を検討することとしており、医療的ケア児が心身の成長や環境の変化に応じて必要なサポートが受けられ、安心して学校生活を送ることができるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、医療・福祉・教育など関係機関との連携についてのご質問であります。日常的に医療的ケアを必要とする子どもとその家族の支援につきましては、医療機関・学校・福祉事業所・町など多くの関係機関が連携して総合的かつ継続的な支援を提供することが不可欠であります。町では、千曲市と合同で障がい福祉に関する協議の場として、千曲・坂城自立支援協議会を設置し、障がい者・障がい児に関する個別の相談支援や支援会議を通じて見えてくる様々な問題を地域課題として取り上げ、協議会の中の専門部会において協議を行っているところであります。

医療的ケア児に関しましては、医療的ケア児等検討委員会を設置しており、その構成員は病院や学校、支援学校の関係者、訪問看護サービスや障がい児に関するサービスの提供事業所のほか、町と県の医療的ケア児等支援センター職員なども加わり、多くの関係機関により医療的ケア児とその家族に係る支援について地域課題の共有・解決に向けた協議を行っております。さらに、千曲・坂城障がい者（児）基幹相談支援センターにおいては医療的ケア児コーディネーターを配置しており、医療的ケア児に関する総合的な相談窓口としての機能に加え、必要な関係機関とつなげて総合的に医療的ケアの提供体制や放課後支援について調整を行い、医療的ケア児支援のための地域づくりを推進する役割を担っているところであります。

町といたしましては、医療的ケア児とその家族が個々の特性に配慮した適切な支援を切れ目なく受けられ、安心して地域で生活ができるよう、今後も医療・福祉・教育の関係機関との連携を図ってまいります。

10番（柊津さん） ご答弁頂きました。

1点再質問させていただきます。

医療的ケア児家庭をはじめ、障がいのある子どもたちを支えるご家庭では、医療・介護・就労など複合的な負担を抱えている現状があります。また、児童手当の所得制限撤廃は全国的な議論となりましたが、障がい児福祉制度には現在も所得制限が設けられている仕組みがあります。親であれば、誰もが子どもの健やかな成長を願い、そのために最善を尽くしたいと考えます。とりわけ、子どもに病気や障がいがある場合、生活上の困難さや経済的負担はさらに大きいものとなります。

日本の医療・福祉制度は、必要な人に支援を届ける仕組みとして高く評価されていますが、一方で一定以上の所得があることで支援から外れてしまうという課題や、住む自治体によって受け

られる支援に差が生じている現実もあります。また、18歳という節目や就学・進路選択などライフステージごとに制度や支援体制が変化する中で、保護者自身が制度を調べ、関係機関との調整を担わなければならない場面も多く、家族負担が大きいとの声もあります。どのような家庭環境であっても、必要な支援につながりながら安心して暮らしていける地域であることが大切だと考えます。

そのような中、町として、障がいのある子どもとその家族がライフステージの変化に左右されることなく、必要な支援が切れ目なく受けられる体制を今後どのように構築していく考えがあるかお伺いいたします。

福祉健康課長（鳴海さん） ただいま、再質問として障がいのある子どもと家族について、今後切れ目のない支援体制についてお答えいたします。

障がいのある子どもの成長過程では、就学前、学校生活、卒業後の就労などライフステージごとに環境や制度が変わるため、支援が途切れないようにすることが重要であると考えております。切り替わるタイミングに伴う精神的・経済的負担を和らげるため、関係機関においては変更前の早い時期から本人やご家族の意向を確認し、必要な支援の引継ぎや移行に伴う手続、制度内容等をご案内しており、変更前の準備と移行後のスムーズなサービス利用となるよう継続的支援を行っております。

今後におきましても、障がいのある子どもや障がい者がその家族とともに安心して地域で暮らすことができるよう相談支援及び社会参加の場を提供し、保健・福祉・教育・労働等の関係機関の連携強化を図り、切れ目のない支援体制の整備に取り組んでまいります。

10番（祢津さん） ご答弁いただきました。

障がいのある子どもや医療的ケア児を支える家庭には、今なお制度だけでは支えきれない課題があります。地域や家庭環境によって支援に差が生じないよう、現場の声に耳を傾けながら必要な支援につなげていく取組が今後さらに求められていると考えます。

では、次に2、学校給食費について。

近年、物価高騰が続く中、子育て世帯の経済的負担軽減は全国的な課題となっています。そのような中、学校給食費無償化については国の物価高騰対策等の交付金も活用され、多くの自治体で取組が進められています。

坂城町においても子育て支援の一環として給食費無償化が実施されていますが、一方でその制度目的や支援の考え方について改めて整理していく必要があると考えます。また、給食を利用していない児童への対応など支援が届きにくいケースも見えてきています。

今回はその点について質問いたします。

イ、無償化の考え方について。

学校給食費無償化について、国は保護者負担の軽減を目的の一つとして示しています。一方で、

自治体によっては子育て支援、少子化対策、教育環境の充実など様々な目的や考え方の下で制度運用が行われています。また、今後の制度継続を考える上でも、財政的な見通しを整理しておくことが重要であると考えます。

そこで、3点お伺いいたします。

1点目として、給食費無償化に係る国の交付金についてその仕組みと算定方法はどのようなになっているのでしょうか。

2点目として、町は給食費無償化をどのような目的・考え方で実施しているのでしょうか。

3点目として、国は給食費無償化について保護者負担の軽減を目的としていますが、町としても同様な認識なのでしょうか。

次に、ロ、支援のあり方について。

学校給食費無償化は多くの子育て世帯にとって大きな支援となっています。一方で、不登校や食物アレルギー等によりやむを得ず給食を利用していない児童については制度の恩恵を受けにくい状況もあります。保護者の中には、家庭で弁当対応や食事管理を行いながらも、結果として支援対象から外れてしまうことに疑問を感じている声もあります。給食費無償化をどのような目的で捉えるかによって、制度の考え方や公平性の捉え方も変わってくると考えます。

そこで、1点お伺いいたします。

不登校や食物アレルギー等により給食を利用していない児童については実質的に無償化の恩恵を受けにくい状況もありますが、町はこうした状況を制度上の課題として認識しているのでしょうか。

以上、イ、ロについてご見解をお尋ねいたします。

町長（山村君） ただいま、称津議員さんから学校給食費についてということでご質問いただきました。これは、私も極めて重要な問題だと考えておりまして、町としては比較的早く取り組んだテーマだというふうに考えております。

以下、ご質問がイ、ロとございましたので、順次お答え申し上げます。

初めに、学校給食は義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、単に適切な栄養摂取のみではなく、児童生徒が健全な食生活を営む判断力を培い、食生活が自然の恩恵の上に成り立つこと、食生活が食に関わる人々の活動に支えられているとの理解を深めるなど学校における食育の推進を図ることを目的として実施されているものと学校給食法で定義されております。

また、学校給食の費用負担については、従事する職員の人件費、施設及び設備の修繕等に要する経費は学校の施設者が負担し、それ以外の経費については学校給食を受ける児童生徒の保護者が負担すると定められていることから、食材費につきましては学校給食費として徴収している自治体が多くある状況が続いてきたところであります。

そうした中、本年4月から国において給食費無償化事業として公立小学校の児童の学校給食に

必要な食材費について国が地方自治体に交付金を交付することで子育て世帯を支援する仕組みをスタートさせました。ご質問の国の交付金の仕組みにつきましては、市町村立の小学校の場合、学校の設置者である市町村が保護者が負担する給食費の負担軽減事業を実施し、その軽減した分について都道府県が市町村へ補助し、国においては都道府県が負担した2分の1の額を補助する仕組みとなっており、結果としては市町村は国と都道府県から2分の1ずつ補助を受けることになります。

また、今回の国の取組は学校給食費の負担軽減を実施する自治体を支援するものであり、保護者個人に対する給付を自治体が代理で受領するものではありませんので、原則保護者の皆様に行っていただく手続はなく、全て各自治体で申請等を行うものであります。

次に、交付金の上限額の算定方法といたしましては、牛乳と主食、おかずの完全給食や、牛乳とおかずのみの補食給食など提供している学校給食の区分に応じた児童1人あたりの基準額に5月1日現在の在籍児童数及び年間の給食提供月数として国で定められた月数である11を乗じて求められます。当町の場合、完全給食を提供していることから国が示す児童1人あたりの基準額は5,200円であり、ここに在籍児童見込数と11を乗じた額の合計額約2,900万円が上限額となり、本議会に上程している一般会計補正予算に県補助金として計上したところであります。

なお、交付金の対象となる事業費は、小学校の学校給食における食材費に加え、アレルギー等で給食を食べることができない児童へ助成を行っている市町村においてはその負担分も対象であります。

続きまして、町が実施している給食費無償化の目的及び考え方ではありますが、当町においては、周辺自治体に先駆け、坂城町学校給食無償化実施要綱を制定し、令和5年度から町立小中学校に就学し、町内に住所を有する児童生徒の学校給食費を無償化いたしました。また、町内に住所を有し、町外の小中学校に就学した児童生徒に対しても補助金を交付することで無償化の対象としたところであります。

本事業は、食品や生活用品、燃料などの諸物価の高騰が続く中、子育て世帯に対するより一層の支援・負担軽減が必要であるとの考え方から町独自の子育て支援施策として実施してきたところであり、ご質問の国の給食費無償化事業の目的と同様の認識であると考えております。

続いて、ロの支援のあり方についてのご質問ですが、国は小学校の学校給食における食材費のほか、各自治体の実施する食物アレルギー等で給食を食べることができない児童への補助金についても交付対象としており、実施の判断は各自治体に委ねられているところであります。

当町においては、食物アレルギー等により学校給食の代わりに弁当を持参した場合や町外の学校に就学する児童生徒については学校給食費相当額を補助金として交付し、支援をしております。また、不登校傾向にある児童生徒への対応といたしましては、いつでも安心して登校できるよう、

日頃からの居場所づくりや温かい迎え入れの体制を整えることは極めて重要であるとの認識から、児童生徒の登校したいという気持ちの変化や意欲についていつでも寄り添い、柔軟に対応できるよう配慮しているところであり、給食についても日常的に準備を整え、適切に提供できることを重点におき、対応しているところであります。

国の制度の課題や隙間とのご質問につきましては、食物アレルギーや不登校とともにそれぞれの状況に応じて対応が行われているものと認識するところであります。町といたしましては、今後も安心・安全な学校給食を提供することにより子どもたちの健やかな成長と食育の推進を図るとともに、様々な施策により子育て世帯を支援してまいりたいと考えております。

10番（柗津さん） ご答弁頂きました。

1点再質問させていただきます。

甲府市では、不登校等のやむを得ない事情により給食を利用できない児童に対し、保護者負担の軽減と公平性の観点から学校給食費無償化相当額を給付している事例もあります。学校給食費無償化については、給食食材費への支援と捉えるのか、それとも子育て世帯への支援と捉えるのかによって制度の考え方も変わってくると考えます。特に、不登校等によりやむを得ず給食を利用できない家庭においても、食費そのものの負担がなくなるわけではありません。私自身、給食費無償化の本来の目的は給食の食材費負担を軽減することそのものではなく、子育て世帯全体の経済的負担軽減にあると考えています。

その観点から考えますと、給食を利用している児童だけではなく、不登校や長期欠席等により給食を利用していない児童についてもどのように支援を届けていくのかという視点も重要ではないかと感じています。そのような中、町として給食を利用していない、あるいは利用できない児童に対しても公平性の観点から何らかの代替支援を検討していくお考えがあるかお伺いいたします。

教育文化課長（細田さん） 再質問といたしまして、学校給食費の無償化について、給食を利用していないなどの児童への代替支援の検討について町の考えはとのご質問を頂きました。

先ほどの町長からの答弁にもありましたとおり、今回の国の給食費無償化事業は保護者が負担するとされている給食費の負担軽減を実施している自治体に対して自治体が負担した給食費、いわゆる食材費に対し国や県から補助されるものであり、このことにより間接的に子育て世帯の経済的負担軽減をするものです。不登校等で長期に学校を休んでいる児童生徒については、学校においてはいつでも登校できるよう給食を準備しており、給食費として国の支援は受けられていると考えます。

しかしながら、議員さんが先ほど言われたように、不登校についても事前に給食の欠食届を保護者が提出することで給食費相当額を補助する自治体があると聞いております。当町においては、いつでも登校できるよう準備をしていることから、現段階で給食費相当額を補助することは考え

ていませんが、国や県の動向、近隣自治体の状況等を注視しながら、給食費相当額の補助に限らず、子どもや子育て世帯にとってよりよい支援の方法などを調査・研究してまいりたいと考えております。

10番（祢津さん） ご答弁頂きました。

今回、福祉政策及び学校給食費について質問させていただきました。

坂城町は、近隣市町村と比較しても子育て・福祉分野において先進的な取組を進めており、多くの支援制度が充実してきていると感じます。一方で、支援制度を整えるだけでは対応し切れない現実や支援につながりにくい家庭が存在していることも改めて見えてきています。障がいのある子どもや医療的ケア児を支える家庭では、日々の生活の中で様々な不安や負担を抱えながら過ごしている現状があります。また、学校給食費無償化については、不登校等により支援が十分に届きにくい家庭が存在しています。

制度は多くの方を支えるために必要なものですが、その一方で現場には様々な事情や困難さがあります。だからこそ、制度の有無だけではなく、今困っている方にどう寄り添うかという視点を今後も大切にしていきたいと考えます。また、行政だけでなく地域や関係機関とも連携しながら、障がいの有無や家庭環境にかかわらず、子どもたちが安心して育ち、将来に希望が持てるまちづくりが今後さらに進むことを願い、私の一般質問は終わります。

議長（中嶋君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時38分～再開 午前 9時48分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、7番 星 哲夫議員の質問を許します。

7番（星君） ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い、私の一般質問を始めます。

近年、全国的に人口減少や高齢化の進行に伴い、空き家の増加が深刻な社会問題となっています。長野県内においても、空き家所有者の高齢化や相続後の放置、管理者不在などを背景に適切な管理が行われていない空き家が増加している状況です。空き家問題は、これまで景観悪化や人口減少に伴う地域活力低下といった側面で語られることが多くありましたが、近年では防災・防犯・衛生・地域安全に関わる重要課題として位置づけられるようになってきています。

特に、昨年大分県佐賀関地区で発生した大規模火災では、密集地に存在した空き家が延焼拡大の一因になった可能性が指摘されました。これを受け、総務省消防庁は空き家の防火対策に関する手引きを策定し、自治体に対して危険な空き家への対応強化や消防・建築・防災との連携強化を求めています。手引きでは、枯れ草や落ち葉の放置、灯油や廃タイヤなどがリスクを高める要因として示されており、こうした状態の空き家を早期に把握し、改善につなげることの重要性が示されています。

坂城町においても、今後さらに人口減少や高齢化が進む中で空き家問題は避けて通れない課題であると考えます。特に、管理が不十分な空き家では火災発生時の延焼リスクだけでなく、強風や積雪による倒壊の危険、不法侵入、害獣・害虫発生など地域住民の生活環境や安全・安心に大きな影響を及ぼす可能性があります。また、災害発生時には避難路や消防活動の妨げになることも懸念されます。さらに、空き家の増加は地域景観や地価価値の低下にもつながり、定住促進や移住推進の面でも影響を与える可能性があります。

そこで、質問します。

イ、坂城町の空き家の実態について。

1、現在空き家の件数や管理状態、危険性など、どのように実態把握を行っているのか。

2、空き家の防火・防災対策などについて、所有者や管理者に対してどのような指導や対応を行っているのか。

3、消防・防災・景観・環境など、どのような関係部署と連携を図っているのか。

4、空き家対策については、地域防災や地域活性化と結びつけ、各部署が連携し、町全体で空き家の解消・活用に取り組むべきと考えますが、今後どのように進めていく考えがあるか、町の見解をお聞きます。

町長（山村君） ただいま、星議員さんから空き家対策についてのご質問を頂きました。私からは全般的な状況についてお答え申し上げまして、詳細につきましては担当課長から答弁いたします。

さて、ご質問にありました大分県大分市佐賀関地区の火災は令和7年11月18日夕方に発生し、全域の鎮火まで16日間を要した非常に大規模な災害となりました。被害状況は、建物180棟超に延焼し、焼損範囲は約4万8,900平方メートルに達しており、これほど大規模な被害となった要因として老朽化した木造住宅の密集や強風、狭隘道路による消防活動の制約などが挙げられております。また、180棟を超える延焼建物の中には火災予防上管理が不十分な空き家が散見され、延焼や飛び火により火災の発生に影響を与えた可能性が指摘されております。

当町におきましても適切な管理が行われていない空き家は存在するところであり、建物の老朽化や草木の繁茂、可燃物の放置などにより火災などの危険性が高まり、平時に限らず、災害の発生時には周辺の生活環境に大きな影響を及ぼす恐れがあるものと認識しているところであります。こうした危険性を未然に防ぐためにも、空き家等の件数や管理状況などの実態把握が重要であると考えているところであります。

そうした中で、まず空き家の所有者や管理者への指導や対応についてであります。町では防火や防犯の視点に限らず、周辺の生活環境に悪影響を与える恐れがあると判断した空き家に対して空家等対策の推進に関する特別措置法や坂城町生活環境保全条例の規定に基づき、建物の損傷状況や敷地内の可燃物の放置、庭木や雑草の繁茂など周辺環境への影響が認められる場合には所有者または管理者に対して文書により適正な管理を行っていただくよう促しております。

次に、空き家対策における関係部署との連携についてであります。まず役場内部におきましては住民環境課が総合的な役割を担当しておりますが、その内容は多岐にわたることから、利活用に関しては空き家バンクを担当する建設課、移住・定住施策を担当する企画政策課など関係する各課と連携を図りつつ進めているところであります。

また、空き家等に関する施策につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき設置しております坂城町空家等対策協議会において施策の方向性や特定空家及び管理不全空家の指定などについてご協議いただいております。協議会には、町議会、区長会などの町や地域の代表者、司法書士や宅地建物取引士などの専門職のほか、坂城消防署長、坂城町交番所長などにも委員としてご参加いただいております。地域の安全確保や生活環境の保全に向けて必要な情報共有と連携を図っております。

また、大分市佐賀関地区の大規模火災を受け、総務省消防庁は本年3月に密集住宅市街地における空き家等に対する火災予防ガイドラインを発出しております。このガイドラインでは、空き家自体が直ちに火災の危険性を高めるものではないが、放置されて草木の繁茂や建物の損傷など火災予防上管理が不十分な状態となった場合には、隣棟からの延焼や飛び火に対する脆弱性が大きくなるとともに、火災が発生した場合には消防への通報や初期消火が遅れるなど延焼拡大の要因となる可能性があるとして指摘しております。

その対応として、所有者等における適切な管理を促進することや消防本部における空き家の把握のため、関係部署と消防本部が連携して空き家等の把握の実効性向上とともに、取組の促進につなげることが重要であるとしております。

町といたしましても、このガイドラインも参考に、引き続き千曲坂城消防本部と連携し、町内の空き家の場所や状況などについて情報を共有するとともに、空き家の所有者や管理者に対する適正管理をお願いしてまいりたいと考えております。

最後に、町全体での空き家の解消・活用に向けた今後の進め方についてであります。空き家対策につきましては、地域防災、生活環境の保全、景観の維持、さらには地域活性化や移住・定住の促進と結びつけながら取り組んでいくことが重要であると認識しております。町といたしましては、今後も関係機関との連携を図りながら、防火・防災上懸念のある空き家や、建物の損傷や庭木や雑草の繁茂など周辺環境に悪影響を及ぼす空き家の所有者等への引き続き適正管理を促すとともに、空き家を放置することのリスクについて所有者等の理解を深めていただくため、相談会やセミナーなどを通じた周知にも取り組んでまいります。

また、空き家の中には適正な管理や改修により利活用が可能なものもあることから、所有者の意向を丁寧に確認した上で、関係各課と連携しながら空き家バンクへの登録促進や片づけ・リフォーム等に対する既存の支援制度の活用を通じて空き家の有効活用を進め、定住・移住の促進や地域の活力維持にもつなげてまいりたいと考えております。

住民環境課長（山下君） 1、空き家対策について、イ、空き家の実態についてのご質問のうち、私からは空き家の件数など実態の把握についてお答えいたします。

まず、町内にある空き家の件数ですが、本年3月31日現在で296件となっております。内訳としましては、特定空家が7件、管理不全空き家が3件、その他の空き家が286件となっております。このうち、特定空家とは空家等対策の推進に関する特別措置法第2条において、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態、または著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家とされております。また、管理不全空き家については、同じく特別措置法においてそのまま放置すれば特定空家に移行する可能性のある空き家とされており、どちらも所有者等に対して適正な管理を促すことが必要となる空き家であります。

次に、実体把握の方法ですが、町では平成27年度に町全体における空き家の調査を初めて実施いたしました。その後、平成28年度から29年度にかけて令和2年度にそれまでの調査で把握した空き家のほか、新たに発生した空き家について調査いたしました。調査は、いずれも各区の行政協力員に依頼して、情報提供を頂き、頂いた情報を基に町職員による現地調査により状況の確認を行ってきました。これらの調査に加え、近隣住民の方々から寄せられる苦情や相談などにより新たに判明した空き家についても随時町職員により現地確認などを実施し、空き家の把握に努めております。

また、把握した空き家のうち、さらに詳細な確認が必要と判断したものについては建築士による2次調査を行っております。この2次調査では、特定空家として特別措置法に規定されている、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態、著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の4つの観点による建物自体の破損や変形の状況だけでなく、敷地内に放置された可燃物の状況、庭木等の繁茂状況など専門的な視点も含めた総合的な調査を実施しております。

そして、2次調査により該当するとの判定結果が出た物件については、坂城町空家等対策協議会において特定空家または管理不全空き家と指定すべきかの最終判断をしていただいております。指定された空き家については、所有者や管理者に指定された旨と危険箇所等の対応について依頼する通知を送付しております。

このように、町では地域からの情報提供や町職員による現地調査、必要に応じた建築士による2次調査を通じて空き家の実態把握に努めております。今後も、空き家の状況を継続的に確認しながら、管理状況や危険性に応じて所有者等への助言・指導や関係機関との連携を図り、適切な対応につなげてまいりたいと考えております。

7 番（星君） ただいま、担当課長より丁寧な答弁を頂きました。

坂城町地域住民の安全・安心なまちづくりをお願いして、私の一般の質問を終わりにします。

議長（中嶋君） ここで10分間休憩します。

（休憩 午前10時04分～再開 午前10時14分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、3 番 塚田 舞議員の質問を許します。

3 番（塚田さん） ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い、農業振興について質問いたします。

坂城町は、優れた技術を持つものづくりの町、工業の町として力強く発展してきました。また、その一方で私たちの足元には千曲川の恵みを受け、先人たちが何代にもわたって汗を流し、大切に守り伝えられてきた豊かな農地と営農の歴史があります。この工業と農業の調和こそ坂城町の大きな強みであり、地域の豊かさを支える基盤であると考えています。

2020年の農林業センサスによると、本町では多くの小規模農家や兼業農家によって地域農業が支えられています。特に、農業経営体253経営体のうち、約6割にあたる159経営体が副業的経営体であり、平日は工場や企業で働きながら休日には農業に携わるなど、工業と農業を両立しながら地域を支えていることが本町農業の特徴です。

また、本町の耕地面積は約500ヘクタール、そのうち畑が327ヘクタールを占め、ブドウやりんごなどの果樹栽培は地域経済のみならず町の魅力づくりにも大きく貢献しています。

また、農業に年間60日以上従事する方は421人となっておりますが、その多くが高齢化している現状を踏まえると、担い手の確保と次世代への継承は本町の農業にとって重要な課題であると考えています。

町の第6次長期総合計画後期基本計画においても、高齢化や後継者不足に伴う耕作放棄地の増加が課題として挙げられています。農地は、一度荒れてしまうと有害鳥獣被害の拡大や周辺農地への影響が生じるだけでなく、再び耕作できる状態へ戻すためには大きな労力と費用が必要になります。特に、本町のような中山間を含む地域では、農地は単に農作物を生産する場所ではありません。景観の維持、水源の涵養、防災機能、水路管理など地域を支える多面的な役割を担っています。そのため、農地の維持は農業だけの課題ではなく、地域の持続性にも関わる重要な課題であると考えています。

また、担い手不足が進めば、草刈りや水路管理など地域で支えてきた活動の維持も難しくなります。こうした状況を踏まえると、今の段階から地域の農業を支えていく取組が必要であると感じています。

さらに、近年は資材価格の高騰や気候変動などにより農業を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。新たに農業を始めたいと思っても農地確保や機械導入、技術習得などの課題があり、

就農へのハードルは決して低くありません。だからこそ、本町の農業を将来につないでいくためには人と仕組みの両面から支えることが重要であると考えます。そのためには、農業を続けていくための環境を整えるハード面と、担い手や地域を支えるソフト面の双方からの取組を進めていく必要があります。一つは、農業用施設や農地の保全、スマート農業の活用、鳥獣害対策など営農を続けるための生産基盤や環境整備といったハード面の支援です。もう一つは、新規就農者への相談、研修体制の充実や技術継承、担い手への農地集積・集約化など人と仕組みを育てるソフト面の支援です。

また、スマート農業についても単なる先進技術ではなく、高齢化や担い手不足が進む中で限られた人数でも営農を継続するための現実的な支援策として期待されています。近年では、自動操舵システムや農薬散布ドローン、遠隔による水管理システム、草刈りの省力化機器など農作業の負担軽減につながる技術が急速に普及しつつあります。特に、高齢化が進む中で、これまで多くの時間と労力を要していた作業を効率化できることは営農継続の大きな支えになるものと考えます。一方で、本町のような中山間地域や小規模農家において、導入コストや機械の適用範囲などの課題もあり、地域の実情に合った活用方法を検討していくことが重要であると考えています。

町の後期基本計画では、令和8年度から12年度までの5年間で新規就農者35人、スマート農業導入15件という目標が掲げられております。これらの目標を単なる数字で終わらせることなく、本町の農業を将来へつないでいくためには、担い手の確保、営農継続への支援、そして地域特性を生かした農業振興を一体的に進めていくことが重要であると考えます。

そこで、通告に従い、質問いたします。

イ、新規就農者支援についてお聞きします。

高齢化や後継者不足が進む中、地域農業を維持していくためには新たな担い手確保が重要であると考えますが、1つ目として新規就農希望者や後継者に対する支援制度の現状は。2つ目として、就農に向けた相談体制や技術習得のための研修支援の内容は。3つ目として、新規就農者数の確保に向け、今後どのように取り組み、強化・展開していく考えか。

次に、ロ、スマート農業の推進についてお聞きします。

中山間地域を含む坂城町の農業を維持していくためには、省力化や効率化につながるスマート農業の活用はさらに重要になると考えますが、1つ目として現在取り組んでいるスマート農業推進の内容は。2つ目として、中山間地域や小規模農地におけるスマート農業導入のメリットとデメリットは。3つ目として、今後のスマート農業推進の方向性は。

ハ、持続可能な農業と地域特性を踏まえた支援についてお聞きします。

中山間地域を含む坂城町の農業を今後も維持していくためには地域特性を踏まえた持続可能な農業支援が重要と考えますが、1つ目として耕作放棄地の防止や多面的機能の維持を含め、中山間地域における農地維持についての町の考えは。2つ目として、ワインブドウ栽培や伝統野菜ね

ずみ大根の生産者確保、ワインツーリズムなど地域特性を生かした産地づくりと支援の在り方についての考えは。3つ目として、本町の貴重な財産であり、多面的機能を持つ農業を今後どのように振興していく考えか。

以上について、答弁をお願いします。

町長（山村君） ただいま、塚田議員さんから1の農業振興についてということで、イの新規就農者支援、それからロのスマート農業について、またハとして持続可能な農業と地域特性を踏まえた支援についてのご質問を頂きました。私から、このハの持続可能な農業と地域特性を踏まえた支援についてのご質問についてお答え申し上げまして、イとロの質問につきましては担当課長から答弁いたします。

まず、耕作放棄地の防止や多面的機能の維持を含めた中山間地における農地維持の考えについてであります。町内ではブドウ、りんご、花卉のほか、ねずみ大根やワイン用ブドウなど多彩な農産物が栽培されております。

農業における農地の位置づけは、単に農産物を生産するための基盤としてだけでなく、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など社会全体に利益をもたらす多面的な機能を有していることから、農地の適正な利用や有効活用は地域の農業を守る上で極めて重要であり、今後、農地をどのように次世代に引き継ぎ、維持していくことかは地域の大きな課題であります。

そうした中、農業生産活動の不利な中山間地域におきましては、集落等を単位として農業地を維持・管理していくための協定を締結し、それに従って農業生産活動等を行う場合、面積に応じ一定額が交付される国の中山間地域等直接支払制度を活用し、2集落（小野沢・入横尾）で農地維持に取り組んでいるほか、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金制度では7つの組織（南条中之条・上沖・上平・上五明・丸山・南日名・十六夜）が活用する中で、農業集落や中山間地域の農地保全を図っており、町としましても活動を支援しております。

また、地域における農地利用の将来像を明確化し、10年後の農業の担い手を位置づけ、農地集積・集約化を図るため、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画を昨年3月に坂城・中之条・南条・村上の4つの地域に分け、策定いたしました。この計画の推進にあたりましては、担い手への農地集積を進めるとともに、耕作者不在の農地は県農業開発公社への農地の集積・集約化を進め、小規模な農地は自給的な農家による農地保全・荒廃化防止を図ることで計画の実現を目指してまいりたいと考えております。

また、この計画はブラッシュアップを継続していくことにより、地域ぐるみで農地と農業の担い手の将来像を形づくり、農地の維持につなげるものであることから、町としても引き続き地域の皆さんと協働して推進することで、中山間地域を含め、町内の農地の維持に努めてまいりたい

と考えております。

続きまして、ワインブドウ栽培や伝統野菜ねずみ大根の生産者確保、ワインツーリズムなど地域特性を生かした産地づくりと支援のあり方についてのご質問であります。当町ではブドウやりんごといった基幹作物はもとより、ねずみ大根やワインブドウなど高いポテンシャルを活かした多くの農産物が生産されております。特にねずみ大根は、単に作物というだけでなく、地域で古くから栽培されてきた伝統野菜であることや地域食文化のおしぼりうどんとして県内外にも知られる地域ブランドとして認知されているほか、漬物やおやき、焼酎などの加工品として、また小学校での食育活動としての栽培体験や、例年大勢の方にご参加いただいておりますねずみ大根まつりなど地域に根づいております。

ワインブドウに関しましては、先日開催され、町内のワイナリーも出展した坂城駅前葡萄酒祭 2026 には町内外から約 2,800 人の方にご来場いただくなど大変な盛り上がりとなりました。こうしたイベントを通じて、町内における生産者や生産面積の拡大、ワインツーリズムへの波及、新規ワイナリー創業希望者の受入れを含め、さらなる発展が期待されるところであります。

今後につきましては、農産物の生産振興に加え、気候変動への対応やスマート農業の普及など新たな課題解決の手法も研究するとともに、関係機関等にも助言を頂く中で、ねずみ大根やワインブドウなど地域特性を生かした産地づくりと支援に努めてまいりたいと考えております。

最後に、今後の農業振興策といたしましては、担い手を確保・育成するとともに、新技術やスマート農業の導入といった新たな要素を踏まえた生産性の向上と農家所得の確保を図りつつ、環境と調和した持続可能な農業の実現を目指すことが重要であると考えております。また、町だけでなく生産者団体や関係機関などとの事業連携や一体的な政策の推進が必要であることから、さらなる連携強化を進める中で持続的な産地形成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

商工農林課長（北村君） 私からは、イ、新規就農者支援についてと、ロ、スマート農業についてのご質問にそれぞれお答えいたします。

新規就農にあたりましては、経営資金の調達のほか、農作物等を栽培するための農地の確保、農業機械や施設の取得、栽培技術の習得など農業経営を開始するための諸条件を充足しなければならないことから、町では関係機関や団体と連携し、円滑な新規就農につながるよう支援体制を執っております。中でも町農業の基幹品目である果樹栽培は、農地に苗木を植栽し、最終的に収穫が可能となるまでに 3 年から 5 年の期間を必要とするなど所得を得るまでに相当の期間を要することから、収穫樹が既に植栽されている農地の取得や栽培技術習得のための研修制度の受講、生活基盤を構築するための助成制度の活用など国・県・町の各種事業を組み合わせながら安定した就農につながるよう支援に努めております。

そうした中で、新規就農希望者や後継者に対する支援制度の現状といたしましては、就農のための資金や農地の確保、農業機械や施設の導入、農業技術の習得などクリアしなければならない

課題があることから、様々な支援策を設けているところであります。

生活基盤の構築支援につきましては、国における新規就農者育成総合対策により農業研修期間中の新規就農希望者に対し、最長2年間を対象とする就農準備資金として年額165万円が交付される補助金制度や、農業経営開始後の最長3年間を対象とする経営開始資金として年額165万円が交付される制度によって新規就農者をサポートしています。制度の利用にあたりましては、就農準備資金では県などが窓口となり、年齢が49歳以下で研修期間中、年間1,200時間以上の農業研修を行うこと、前年度の世帯収入の合計が600万円以下であることなどの要件があるほか、経営開始資金では市町村が窓口となり、認定新規就農者の資格を取得していることや農業経営開始5年後までに農業で生計が可能な計画を策定することなどの要件がありますが、研修期間中や農業経営開始直後の所得が不安定な期間に助成が受けられるため、セーフティーネットとして生活基盤の面で資金的な心配をせずに営農定着を目指すことができる制度となっています。

また、新規就農者にとっては住居の確保も重要な要素となることから、町では新規就農から5年以内の認定農業者や認定新規就農者に対し、借家やアパートなどの居住物件の賃借料の2分の1、月額上限2万円、空き家バンク登録物件は月額上限3万円となりますが、こちらを交付する新規就農者支援事業を設け、町内外からの新規就農者に対し、支援を行っています。

農地に関しましては、農業委員会による農地あっせんのほか、荒廃農地等再生利用補助制度による荒廃農地の再生利用や農地活性化奨励金制度によって園地確保や経営規模拡大に対する支援も行っています。

一方、農業機械及び施設の導入につきましては、町農業支援センターにおけるトラクターや乗用草刈機、スピードスプレヤーなどの農業機械貸出し制度により、機械の購入など農業経営の負担を抑えながらご利用いただけるほか、新規就農者支援事業では就農から5年以内の認定農業者や認定新規就農者に対し、農業機械や資材などの購入経費の3分の1、上限20万円以内を1回に限り補助する制度も活用いただけます。

続きまして、就農に向けた相談体制や技術習得のための研修支援のご質問にお答えいたします。

新規就農を希望する方にとっては、自身がどういった農業経営を目指すのか当初の段階ではイメージしにくい場合も考えられることから、県の研修機関での農業体験や町農業支援センターで行っているアグリサポート事業による作業経験を通じて、実際にどのような栽培品目が自分に合っているかを見極め、どういった作業内容が必要なのかを学んでいただきながら、県と町の担当者とのヒアリングを通じて将来の農業経営のビジョンを組み立てていきます。そうした中で、資金や農地の状況や農業技術の習得の手段、住居の確保など各種事業や助成制度の活用と併せて、最終的に5年後に目指す農業経営体としての営農計画書を策定し、その将来像に向けた研修と経営開始後を見据えた計画の実践を関係機関等の支援を受けながら進めていくことになります。

農業技術の習得につきましては、県農業大学校での研修や新規就農里親制度の活用によって技術習得を図ることが可能であり、このうち新規就農里親制度では農家の方に研修生を受け入れるための里親として登録いただき、1年から2年にわたって農業技術の習得はもちろん、経営ノウハウを実践的に習得する制度となっております。この制度は地域に根差した研修制度であるため、その後の営農開始に向けて里親農家からのアドバイスや地域内における農地の確保、規模拡大へ向けた情報の入手、農業経営開始後に地域に溶け込むことが容易になる点でも新規就農者にとってメリットが大きいことが特徴となっております。

続きまして、新規就農者の確保に向けた取組の強化・展開のご質問にお答えいたします。

町では、これまで窓口における就農相談を随時実施してきたほか、県が首都圏で開催する市町村・JA合同就農相談会への参加や、長野地域就農相談会への参加を通じまして、町内外からの就農希望者の相談に応じてまいりました。特に、長野地域就農相談会は月に1回から2回開催されており、長野管内での就農を希望する相談者が参加するため、相談内容が具体的であり、その後の研修や就農につながりやすく、町としても今後できるだけ多くの相談会に参加してまいりたいと考えております。また、研修生を受け入れるための前提条件である町内里親農家の確保・充実に努め、より多くの研修生を受け入れる体制づくりを進めることで、次世代の農業の担い手を確保してまいりたいと考えております。

続いて、ロ．スマート農業の推進のご質問についてお答えします。

スマート農業は、IoT、あらゆるモノがインターネットに接続され、情報をやり取りする技術、AI、ドローン、ロボット、GPSなどのデジタル技術を活用して農業を効率化・高度化する取組であり、昨今の農家の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加といった課題に対する解決策として期待されております。

町では、令和4年度以降、農機メーカーやながの農協と連携し、除草作業の省力化や効率化のための自動草刈機やラジコン草刈機のほか、作業性向上や労力低減のため、ラジコン農薬散布機や追従型運搬車、有害鳥獣追い払いのためのドローンなどスマート農業の推進につながる農業機械の実演会などを開催し、農家の皆さんが実用性を体験し、導入に向けた検討につながるよう取り組んでまいりました。

スマート農業のメリットといたしましては、自動運転トラクターやドローン散布に代表されるように、少人数でも広い農地を管理しやすくなり、作業の省力化、担い手不足対策のほか、センサーによる温度・湿度・土壌状態分析により最適な栽培管理が可能となることで、生産性の向上や収穫量の向上、品質の安定、病虫害防除につながり、これまで農家の経験則で行っていた農業がデータ活用により見える化され、データ管理による作物等の栽培が可能となります。また、必要な場所に必要量の農薬や肥料を散布することでのコスト削減効果や、過剰な農薬や肥料を減らすことによる環境負荷の軽減にもつながることなど、多方面での効果が期待されることであり

ます。

一方、デメリットとしましては、機械やシステムの導入コストによる農業経営の負担増のほか、I o T機器が通信環境への依存度が高いことによる山間地での使用制限の可能性があること、また故障やシステム障害による作業リスクがあることなどが挙げられます。こうした中で、町内では実際に導入につながった事例が幾つかあるものの、省力化や実用性の高さ、費用対効果の点でまだまだ課題があると考えております。

しかしながら、これまで実施してきた実演会におきまして、参加された、特に若手農業者の皆さんは実際に操作を行ったり、業者に対し積極的に質問するなどスマート農業に対して高い関心を持っておられました。今後のスマート農業推進の方向性としてしましては、少ない人手で効率よく、安全に環境にやさしい農業を担う一つの方策としてさらに発展、重要になる分野と考えており、町といたしましても引き続き、スマート農業の実演会を県やJ Aながのにも協力いただく中で実施し、農業者の皆さんへの導入促進に努めてまいりたいと考えております。

3 番（塚田さん） ご答弁いただきました。

今回の質問を通じて、新規就農者の確保や営農継続の支援、スマート農業の活用、そして地域特性を生かした農業振興について、町の考えや方向性を確認することができました。

本町の農業を取り巻く環境は、高齢化や後継者不足、資材価格の高騰や気候変動などにより今後さらに厳しさを増していくことが予想されます。そのような中においても、現在農業を支えていただいている皆さんの支援とともに、新たな担い手の確保や育成を進め、地域農業を将来につないでいくことが重要であると改めて感じました。

また、スマート農業の活用や地域特性を生かした取組は、持続可能な農業を実現していくための大きな可能性を持っていると考えます。農業は、食を支える産業であると同時に、景観維持や防災機能、水路管理など地域を支える多面的な役割を担う大切な地域資源でもあります。本町の農業が地域を支える大切な財産として将来へつながっていくことを願い、私の一般質問を終わります。

議長（中嶋君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日9日は、午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（散会 午前10時43分）

